

旧	新
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00016 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>本文（略）</p> <p>附帯別表第 1 次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約(法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。)に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が 1,000 万円以上のもの。 2 貸付契約に基づく貸付金の償還期間が 2 年未満の貸付契約（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが 2 年未満となるものを除く。）。ただし、本表の附表に掲げる品目の輸出契約又は仲介貿易契約に係る貸付契約にあつては、貸付金の償還期間が 180 日以内のもの。 3 海外商社名簿において <u>S A 又は与信管理区分 G</u> に格付けされた銀行を貸付契約の相手方とするもの。 <p>以下（略）</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00016 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 18 年 3 月 日 一部改正</u></p> <p>本文（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第 1 次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約(法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。)に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が 1,000 万円以上のもの。 2 貸付契約に基づく貸付金の償還期間が 2 年未満の貸付契約（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが 2 年未満となるものを除く。）。ただし、本表の附表に掲げる品目の輸出契約又は仲介貿易契約に係る貸付契約にあつては、貸付金の償還期間が 180 日以内のもの。 3 海外商社名簿において <u>G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格</u> に格付けされた銀行を貸付契約の相手方とするもの。 <p>以下（略）</p>